

播種前契約 50%に拡大 推進施策の目標値を設定

コメ取引の事前契約研究会了承

農水省はこのほど、東京・霞が関で令和 4 年度「コメ取引の事前契約研究会」の第 3 回会合を開いて「事前契約に関する政策評価の測定指標の基準値および目標値」に関する案を示し、出席委員に了承された。令和 8 年産米で事前契約に占める播種前契約の割合を 50%に拡大するなどの目標値を掲げている。

今回設定した測定指標では、年間取扱数量 500 トン以上(従来は 5000 トン以上)の集出荷業者を対象に調査することとし、これら事業者の販売契約に占める①播種前契約および複数年契約の比率②それぞれの実需と結び付いた契約(内数)の比率——を政策評価の測定指標として使用することとした。

コメ取引の事前契約に関する政策評価の測定指標

調査対象者	集出荷業者 (年間取扱数量 500トン以上)
調査 時期・ 内容	○毎年3月末 ○当年産の販売契約のうち、 ・播種前契約の数量 うち実需と結び付いた契約の数量 ・複数年契約の数量 うち実需と結び付いた契約の数量
測定 指標 基準値 ↓ 目標値	・播種前契約および 複数年契約の比率 28% →50% ・実需と結び付いた 契約の比率 5%→10%

(注)実際の履行数量について、生産年の翌年および翌々年時点でフォローアップを行う。

3 年産実績を基準値とし、①播種前契約 = 3 年産における 28% (複数年契約 21%を含む) から 8 年産で 50%に拡大②実需と結び付いた契約 = 3 年産における 5%から 8 年産で 10%に拡大——とする目標値を設定している(左表参照)。

播種前契約の目標値を 50%と設定したのは、3 年産の調査で収穫前契約(複数年契約を含む)の比率が 47%だったことを踏まえ、これと同程度に播種前契約を拡大するという考え方に基づく。さらに「事前契約の質的向上を図る観点から、事前契約の数量のうち実際の履行数量について、生産年の翌年および翌々年 3 月末時点でフォローアップを行う」ことを想定している。

農水省は、こうした測定指標を用いて「需要に応じた生産・販売」に事前契約をつないでいく観点から、①収穫前から播種前契約への転換を促す施策②実需者と結び付いた契約の拡大を促す施策——について、6 年度予算概算要求に向けて検討を進める方針にある。より具体的には、①の播種前契約(複数年契約を含む)の推進策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業(周年事業)における▷長期計画的販売(=先送り販売)支援の加算措置(保管料助成など)▷業務用など向け販売促進支援——のあり方を検討する。

また実需者と結び付いた契約の拡大に向けて、該当する契約生産米の販売促進・商品開発や、事前契約を目指した実需者と産地との連携・調整などを対象に新たな支援を検討する方針にある。

5 日に開示された議事概要によると、「令和 8 年産の仕入計画数量に占める播種前契約の比率を 50%、実需と結び付いた契約の比率を 10%とすることは妥当」として出席委員が承認した。

集出荷業者やコメ卸の委員からは、「指標を広く示すことによって、実需も含めた播種前契約への動きが進むことを期待する」意見が挙げられた。生産者委員からは、「B 銘柄について価格が安定することが望ましい」との期待が示されている。集出荷業者・コメ卸・実需者の委員からは、播種前契約の推進施策や販売促進支援を期待する意見も提示された。